○農林水産省告示第二千七百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府綾部市於与岐町大谷一から三まで、三の一、四から一六まで、一六の乙、一七から一九まで、一九の一、二〇、二一、二二の一、二二の二、二三から四二まで、四二の一、四三から五〇まで、五〇の一、五一から五八まで、五九（次の図に示す部分に限る。）、六〇から六二まで、ヲナル八九、八九の二、八九の三、小谷一八四、一八六、一八七、宮ノ口七の一、七の二、八から一〇まで、一〇の乙から一〇の辛まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び綾部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府福知山市字天座小字火ノ谷五四七、小字アバラ谷五六七の二、小字瀧ケ谷五八三の二、五八四

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

㈠　主伐に係る伐採種は、定めない。

㈡　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　主伐に係る伐採種は、定めない。

㈡　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

㈠　主伐に係る伐採種は、定めない。

㈡　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　主伐に係る伐採種は、定めない。

㈡　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十五年十一月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十八号を結んだ線で囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

宮城県東松島市浅井字石田五九から六三まで、字大手一七三、一七四の一、字高田二、四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百二十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十五年二月九日　第二十三号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

ナッサ　サーティファイド　オーガニック　ピーティーワイ　リミテッド　オーストラリア　南オーストラリア州　スターリング　マウントバーカーロード3　ユニット7

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

㈠　認定を行う区域

外国

㈡　認定を行う事業所の所在地

オーストラリア　南オーストラリア州　スターリング　マウントバーカーロード3　ユニット7

○国土交通省告示第千八十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第六回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年十一月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十五年十一月六日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　大阪府箕面市小野原東六丁目二番一号　独立行政法人都市再生機構彩都開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第千八十三号

枕崎市から枕崎ヘリポートの設置許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十一月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置の目的　鹿児島県内の防災活動等に資するため（公共用）

二　申請者の氏名及び住所　枕崎市　鹿児島県枕崎市千代田町二十七番地

三　空港等の名称及び位置並びに標点の位置　枕崎ヘリポート　鹿児島県枕崎市　北緯三十一度十六分六秒　東経百三十度二十一分二十八秒（標高五十四・五メートル）